

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員，設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成29年告示第71-5号）の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員，設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱</p> <p>第1条～第8条 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p><u>7 第1項から前項までの規定によるもののほか，交付，説明，同意，承諾，締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち，書面（書面，書類文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，書面に代えて，電磁的方法によることができる。</u></p> <p>第10条～第16条 （略）</p> <p>（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）</p> <p>第17条 （略）</p> <p><u>2 訪問型相当サービス事業者は，サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 訪問型サービス相当事業者は，事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には，当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第18条～第27条 （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第28条 （略）</p>	<p>宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の人員，設備及び運営並びに介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱</p> <p>第1条～第8条 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第10条～第16条 （略）</p> <p>（介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第18条～第27条 （略）</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第28条 （略）</p>

<p>2・3 (略)</p> <p><u>4 訪問型サービス相当事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 訪問型サービス相当事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(業務継続計画)</u></p> <p><u>第29条の2 訪問型サービス相当事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 訪問型サービス相当事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 訪問型サービス相当事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第30条 (略)</p> <p><u>2 訪問型サービス相当事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(掲示)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>第31条～第35条 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第36条の2 訪問型サービス相当事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前号までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>第31条～第35条 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第37条・第38条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 訪問型サービス相当事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>第37条・第38条 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第40条～第51条 (略)</p> <p><u>(認知症介護に係る研修)</u></p> <p><u>第51条の2 通所型サービス相当事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第40条～第51条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(地域との交流)

第51条の3 通所型サービス相当事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(衛生管理等)

第52条 (略)

2 (削る)

(準用)

第53条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条第3項及び第29条の2から第39条までの規定は、通所型サービス相当の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第55条第2号」と、読み替えるものとする。

第54条～第71条 (略)

(準用)

第72条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条、第29条第3項、第29条の2から第39条及び第48条から第52条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第72条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第74条第2号」と、読み替えるものとする。

第73条～第77条 (略)

(新設)

(衛生管理等)

第52条 (略)

2 通所型サービス相当事業者は、当該通所型サービス相当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第53条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条及び第30条から第39条までの規定は、通所型サービス相当の事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス相当従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第55条第2号」と、読み替えるものとする。

第54条～第71条 (略)

(準用)

第72条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第24条、第28条、第30条から第39条及び第48条から第52条までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第72条において準用する第49条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第24条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第39条中「第41条第2号」とあるのは「第74条第2号」と、読み替えるものとする。

第73条～第77条 (略)